

第5回 (仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会

開催日時：平成24年12月27日(木) 午前9時半～午後12時

開催場所：門真市立文化会館 1階 ホール

出席者：委員14名(欠席1名) 事務局7名

資料：①委員名簿

②新旧対照表3

③第4回庁内検討委員会議事録

議題：(仮称)門真市環境基本条例(素案)について

○事務局

定刻となりましたので第5回(仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会を開会いたします。

はじめに委員長よりご挨拶申し上げます。

○委員長あいさつ

○事務局

それでは議事に先立ち本日配布しています資料の確認をさせていただきます。

①委員名簿 ②新旧対照表3 ③第4回庁内検討委員会議事録

以上です。

お手元も届いていない資料がございましたら事務局までお知らせください。

○事務局

それでは設置要綱第5条の規定により議事の進行を委員長にお願いいたします。

1. (仮称)門真市環境基本条例策定作業状況について

○委員長

それでは、(仮称)門真市環境基本条例の策定作業について、事務局より前回の修正箇所について報告をお願いいたします。

○事務局

本日の委員会では、前回委員会での指摘事項について修正を行った修正箇所の説明及び、前回委員会にてご指摘いただきました、現行の「生活環境基本条例」に規定されています第6条及び第7条関係について、関係各課と調整を行った結果をご報告させていただきます。

関係各課と調整を図りましたところ、第6条及び第7条に規定されている、あっせん・調停に関することについては(仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会にては扱わないこととなりましたので、ご了承いただきますようお願いいたします。

●前文について

○事務局

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

前文の修正部分について、ご意見がありましたら、よろしく願いいたします。

○委員

前回欠席させていただきましたが、「産業文化都市」という表現は第4次総合計画の中で目標として使われている表現は目標とする都市としての意味合いで使われています。その中で今回はどのような意味合いでこの文言を使われているのですか。

私の意見としては「産業都市」が良いかと思います。

○事務局

前回、総合政策部長よりご提案いただいた中での表現を使われており、この表現を使わせていただいています。

○委員

前総合計画ではどのような意味合いで「産業文化都市」という表現が使われているのでしょうか。

○事務局

第4次総合計画を詳しく把握しておりませんので、今の段階では詳細な使用部分についてはお答えできません。

○委員

総括の中で産業文化都市という文言を用いられていましたという意見でしたが、そのような街を目指すという表現でしたら単純に「産業都市」という表現で良いのではないのでしょうか。

○委員長

文化という文言に大きなウエイトがあるのかどうか問題ではないでしょうか。

前回のご指摘では前回案でマイナスイメージをもつ表現があったので、門真市の変化は「産業文化都市」への変化であり、その結果が農地の減少や水路の使い方の変容に繋がっているという抽象的に表現すべきとの提案があった、その点で今の門真市は「産業都市」となったが「文化」という部分は目指すべきものであり、完結したものではないように感じます。この点に関しては確認が必要だと思います。

○委員長

それは第4次総合計画における産業文化都市の表現の使い方が関係していると思いますので、担当部の総合政策部長の判断の中で、「産業文化都市」とするのか「産業都市」とするのか事務局より確認していただくとのことでよろしいでしょうか。

○委員

はい

○委員長

「ごみ」「公害」等、その他の前文についての修正点について、この文案でよろしいでしょうか。

○会場

了承。

○委員長

特に、ご意見が無いようですので、産業文化都市の「文化」以外の部分については、この案で行かしていただきたいと思います。文化の部分に関しては事務局の方で確認をお願いいたします。

●第1条「目的」、第2条「定義」、第3条「基本理念」について

○事務局

前回指摘がございませんでしたので、割愛させていただきます。

●第4条「市民の責務」について

○事務局

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

前回委員会での指摘を受けて、簡潔な表現に見直すなどの修正がございますが、何かご意見あるでしょうか。

○会場

了承。

○委員長

それでは、この案にて行かせていただきます。

●第5条「事業者の責務」について

○事務局

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

今、説明があったように前回の指摘事項に基づき修正がありますが、何かご意見あるでしょうか。

○委員

私が前回指摘した点は、前回の2項を4項として、3項、4項を繰り上げるということで指摘させていただいた。事業活動の順番として、そのようにした方が良いのではないかと思われた。

○事務局

前回のご指摘もあったが、法規制の中で、3項4項を考慮し法的拘束力が強い順番とさせていただきます。

○委員長

この案については、専門的な考え方もあるので、それぞれにご意見があると思いますが、みなさんいかがでしょうか。

○委員長

それでは、事務局の案でお願いできればと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○委員

はい

○委員長

はい、それでは今回の案でお願いいたします。

●第6条「市の責務」について

○事務局

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

前回の指摘事項に基づいて修正いただいたとのことですが、いかがでしょうか。

○会場

了承。

○委員長

それでは、今回の案でお願いいたします。

●第7条「基本施策」について

○事務局より

第7条におきましては、先程の説明にあったように環境基本条例の中で「調停」「あっせん」に関しては触れず、今後関係各課の中で調整するということになりました。その上で、今回委員会では議論を致しませんのでご了承いただけますようお願いいたします。

●第8条「環境基本計画」、第9条「環境の状況等の公表」、第10条「市の施策の策定等に当たっての配慮」について

○事務局

前回指摘がございませんでしたので、割愛させていただきます。

●第11条「公共施設の整備等」について

○事務局

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

いわゆる公共施設の考え方に関しては、「環境の保全及び創造に資する公共施設」ということで一般の庁舎、文化会館等は該当せず、環境に関する施設であることから清掃工場棟が該当するという判断になります。

第二項に関しては、一般の庁舎等も該当するとの判断だがよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○全体

了承

○委員長

それでは、この案でお願いいたします。

●第12条「自発的な活動の促進」について

○事務局

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

前回、表現について議論になりましたが、いかがでしょうか。

○会場

了承

○委員長

それでは、今回お示しいただきました案にて、進めていきたいと思えます。

●第13条「環境教育の充実及び環境学習の推進と情報の提供」、第14条「環境審議会」について

○事務局

前回指摘がございましたので、割愛させていただきます。

●第15条

○事務局

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

15条については、表記の「取組み」の「み」の修正ですので、よろしいと思えます。

●その他

○委員

「市民及び事業者等」の「等」とは、何を想定しているのでしょうか。

○事務局

「等」は市民団体をイメージしております。

○委員

分かりました。

○委員長

その他に、何かございませんでしょうか。

○委員長

特に意見は無いようですので、前文の産業文化の「文化」の表現のみについては確認していただくということをお願いいたします。

結果については委員の方々に個別にご報告させていただき了承を得て、庁内検討委員会の素案としたいと思えますがよろしいでしょうか。

○会場

了承。

○委員長

それでは、前述の部分を確認した後、各委員の方々の了承を頂き、それを庁内検討委員会の条例素案としたいと思います。

それでは、今後のスケジュールについて、事務局からお願いいたします。

○事務局

今後のスケジュールについて、本日まとまりました素案をパブリックコメントにかけ市民の皆様の意見をいただきたいと考えています。

実施時期に関しましては3月号広報に掲載し実施したいと予定しています。

実施時期が変更になりましたら別途ご連絡させていただきます。

○委員長

確認ですが、素案については議会に説明をして頂き、パブリックコメントに移行というスケジュールですね。

素案に変更があった場合は庁内検討委員会を再度開くというようなスケジュールになります。それでは、みなさまには、度重なる丁寧なご議論をいただきありがとうございます。

(以上)